

公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会（以下「法人」という。）が、公益通報者保護法（以下「法」という。）に基づき、組織的又は個人的な法令違反行為等に係る通報又は相談（以下「公益通報等」という。）に関し、通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図ること及び公益通報等を行った者（以下「公益通報者等」という。）の不利益を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 公益通報

公益通報者等が、次号に掲げる通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、公益を守るために通報することをいう。

(2) 通報対象事実

法第2条第3項に規定する対象となる法律に違反する犯罪行為若しくは過料対象行為又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為をいう。

(3) 職員等

法人の役員及び職員並びに派遣契約その他の契約に基づき法人の業務に従事する者をいう。

(総括責任者)

第3条 法人における公益通報等の処理に関する総括責任者は、統括部長をもって充てる。

(公益通報等の窓口)

第4条 公益通報者等からの公益通報等を受け付ける担当者（以下「通報窓口」という。）を、次のとおり置く。

(1) 統括部長

(2) 事務局長

(3) 法人本部事務局総務課長

(4) 法人が公益通報等に関する業務を委任した、法人外部の法律事務所等の弁護士又は社会保険労務士

(5) 監事

(6) その他総括責任者が指名する者

(公益通報等の方法)

第5条 公益通報等は、通報窓口へ直接、電話・電子メール・FAX・文書・面談等の方法により行う。

2 公益通報等を行う場合は、実名でなければならない。ただし、通報窓口との連絡手段（電話・電子メール等）を有する場合であって、法令に違反している具体的事実が明確で客観的に示せるときは、匿名での公益通報等を行うことができる。

- 3 公益通報者等は、公益通報等を行う場合、通報対象事実となる法令違反行為があり、又はまさに生じようとしていると判断できる根拠資料を示さなければならない。
- 4 総括責任者は、通報窓口から公益通報等があった旨の報告を受けたときは、速やかにその内容を確認するとともに、公益通報等受付票（様式第1号）を作成し、理事長に回付しなければならない。ただし、公益通報に関する相談については、総括責任者が公益通報等受付票の作成を要しないと判断した場合は作成しないことができる。
- 5 総括責任者は、公益通報等受付票に基づき公益通報等案件管理台帳（様式第2号）を作成しなければならない。

（公益通報者等の範囲）

第6条 公益通報等を行うことができる者の範囲は、職員等、ボランティア、実習生、法人の取引事業者の役員及び労働者並びに当該公益通報等の日前一年以内に法人の業務に従事していた退職者（法人の役員を除く。）とする。

（公益通報等に対する措置）

第7条 総括責任者は、当該通報対象事実に係る調査（以下「調査」という。）の実施の有無等を、公益通報者等から書面を受領した日の翌日から20日以内に、当該公益通報者等に通知しなければならない。調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

（公益通報等の調査）

第8条 理事長は、調査を行う場合、必要に応じ法人に公益通報等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成員は、総括責任者及び次に掲げる委員を以って構成する。ただし、委員には、当該公益通報事案に関係する役員及び評議員は除くものとする。
 - (1) 総括責任者が指名する理事2名
 - (2) 総括責任者が指名する評議員2名
 - (3) 総括責任者が指名する顧問弁護士又は公益通報等を受けた社会保険労務士
 - (4) 法人の監事2名
 - (5) その他理事長が推薦する者 若干名
- 3 被通報者（その者が不正を行った若しくは行っている又は行おうとしていると公益通報等をされた者をいう。以下同じ。）には、公正な聴聞の機会と反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 4 調査は、公益通報者等が特定されないよう十分配慮しなければならない。

（委員会の任務）

第9条 委員会の委員長は総括責任者とする。

- 2 委員会は、公益通報等として受付した事案について、必要に応じて関係事業所と連携・協力しながら調査を実施し、事実の確認を行うものとする。（ハラスメント関係の事案は除く）

（協力義務）

第10条 役員及び職員は、公益通報等をされた内容の事実関係の調査に際して委員会から協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(結果報告)

第 11 条 総括責任者は、公益通報等をされた内容の事実関係が明らかになったときは、速やかに理事長に結果報告するものとする。

2 理事長は、必要と認めるときは明らかとなった事実関係を理事会に報告し、又はその処理方針に関し審議するものとする。

(是正措置)

第 12 条 職員等の不正行為が明らかになった場合は、理事長は直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

2 理事長は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じ関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(通知)

第 13 条 理事長は、公益通報者等に対して、調査結果及び是正措置等の結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

(懲戒処分)

第 14 条 調査の結果不正行為が明らかになった場合は、理事長は当該行為に関与した職員等に対し、就業規則又は雇用契約等に基づく懲戒処分等（以下「懲戒処分」という。）を行うことができる。

2 役員に対して処分が必要とするときは、理事会において決めるものとする。

(公益通報者等の保護)

第 15 条 理事長は、公益通報者等が公益通報等を行ったことを理由として、公益通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行わない。

2 事業所等の長は、公益通報者等又は調査協力者（以下「通報等関係者」という。）が公益通報等又は調査協力を行ったことを理由として、通報等関係者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

3 理事長は、通報等関係者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った職員に対し、懲戒処分を行うことができる。

(守秘義務)

第 16 条 この規程により調査業務に携わる者、被調査者その他公益通報等案件に関与した者は、公益通報者等を特定させる事項、公益通報等をされた内容及び調査結果その他公益通報等案件に関する情報を、一切漏らしてはならない。

2 理事長は、前条の規定に関し公益通報等案件に関する情報を漏らした職員等（役員を除く）に対して、懲戒処分を行うことができる。

3 第 1 項の規定に関し、公益通報等案件に関する情報を漏らした役員に対して処分を必要とするときは、理事会において決めるものとする。

(不正通報の禁止)

第 17 条 公益通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷その他の不正目的のための通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項に規定する通報を行った職員等（役員を除く）に対し、懲戒処分を行うことができる。
- 3 第1項に規定する通報を行った役員に対して処分を必要とするときは、理事会において決めるものとする。

（公益通報等を受けた者の責務）

第18条 通報窓口となった者以外に公益通報者等から公益通報等を受けた者は、速やかに総括責任者に連絡するとともに、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（所管）

第19条 公益通報等及び委員会に関する事務は、総務課長が行うものとする。

（改廃等）

第20条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年12月1日から施行する。

公益通報等受付票

受付者

公益通報等日時		年	月	日	時	分	通報等の方法	
公益通報者等 所属・氏名		(匿 名)						
連 絡 先								
公 益 通 報 等 内 容	通 報 等 対 象 者	所 属						
		氏 名						
	不正の内容							
	証拠書類等	無 ・ 有 ()						
	特 記 事 項							
留 意 事 項								
公益通報等受領の通知		不要 ・ 月 日 (電話、面会の場合は不要)						

《公益通報等事実の検討》

公益通報等対象事実を裏付ける証拠等		十分 ・ 不十分 ()	
調査の必要性の有無	有 ・ 無	調査開始の決定日	月 日
公益通報者等への調査を行う旨の通知日		月 日	

公益通報等案件管理台帳

公益通報等の受付		
公益通報者等の名（所属）		
公益通報者等の連絡先		
公益通報等の内容	不正を行っている者・所属	
	内 容	
	証 拠 書 類 等 の 提 出 無 ・ 有（ ）	

調査の実施	
調査をする必要性の有無	有 ・ 無
調 査 結 果	

是正措置等の実施		
是正措置等案の内容		
処分等の必要性 の有無	有	懲戒
		その他
	無	理由

事後の確認	
公益通報者等又は調査協力者 に対する不利益な取扱い	無 ・ 有（ ）
不正行為の再発	していない ・ している

項 目	日 付	公益通報者等への通知・方法	
公益通報等受付日	年 月 日	不要 ・ 年 月 日	
調査要否決定日	年 月 日	年 月 日	
調査開始日	年 月 日		
調査完了日	年 月 日	年 月 日	
是正措置等完了日	年 月 日	年 月 日	
事後確認日	年 月 日		
公益通報者等へのフォローをした日	年 月 日	年 月 日	